## ○福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し(案)について

令和5年6月27日福祉保険部

## 1 福祉タクシー利用料金等助成事業とは

外出に当たり支障のある障害者(児)(以下「障害者等」という。)に対して、タクシーを利用する場合の運賃及び自家用車を利用する場合の燃料費の一部を助成することにより、障害者等の外出の機会を確保し、生活圏の拡大と福祉の増進を図る。

## 2 見直し(案)の考え方について

他都市の同様の制度と比較し、助成金額が少ないことや交付対象者の線引きが明確でなく、分かりにくい面があった。 このため、助成金額や対象者を拡充し、適正かつ財政的にも持続可能な制度とするため、真に交通費の助成を必要としている方の制度となるよう見直しを行う。

## 見直しに向けて寄せられた主な意見・要望 3 実施内容 寄せられた主な意見・要望 年 月 5 第1回対象者アンケートの実施 助成額の増額を48.8%が希望 **R3** 旭川市社会福祉審議会審査部会委員 • 真に交通費助成が必要な方の精査及び助成額の増額 11 (医師) との意見交換 ・障害者をみんなで支えていく動機付けが欲しい。 第2回対象者アンケートの実施 5 ・対象者の拡充を30%が希望 ・自家用車は移動する経費が低い。タクシー券とガソリン券の 利用者を分けて、タクシー券の交付枚数を増やして欲しい。 ・自分で運転できない、送迎してくれる人もいないケー 旭川障害者連絡協議会との意見交換会 スなど,今後はタクシーが必要な人が増えると思う。 **R4** (構成15団体) 8 ・現状の助成額では通院の交通費としては不足のため増 額して欲しい。 旭川市社会福祉審議会障害者専門分科会にて ・身体障害の移動困難に焦点を当て、交付対象者を総合 等級で考えるべき。 審議

4 現行制度と見直し(案)の比較						
	現 行		見 直 し (案)			
交付者	・身体障害者手帳の個別等級		・身体障害者手帳の総合等級1・2級			
	視覚・下肢・体幹・移動機能障害の1・2級 内部障害の1級					
	• 精神障害者保健福祉手帳 1 級		•精神障害者保健福祉手帳1 • 2級			
	• 療育手帳A判定		• 療育手帳A判定			
	• 市長が特に認めた者(経過措置)		• 市長が特に認めた者(経過措置)			
交付者数	• 4,708人(R5年度見込)		・8,467人 (従前4,708人,等級見直し1,889人,精神2級1,870人)			
交付内容	• 「共通券」(タクシー乗車券,自動車燃料 給付券のどちらとしても利用可能)		・「タクシー乗車券」と「自動車燃料給付券」の選択制 (共通券は廃止)			
交付額等	【共通券】         ・単価       600円/枚         ・交付枚数       24枚交付         ・助成額       14,400円         ・交付者数       4,708人			タクシー乗車券 (交付率53%)	自動車燃料給付券 (交付率47%)	
			単価	500円/枚	500円/枚	
			交付枚数	45枚	1 5枚	
			助成額	22,500円	7,500円	
			交付者数	4,487人	3,980人	
			※交付率は類似制度を有する東神楽町を参考			